

—— 特集 ——

事業再生・倒産事件における新たな潮流と実務の対応

事業再生・倒産事件における新たな制度、運用の概要

弁護士

浅沼雅人 Masato Asanuma

I 事業再生・倒産事件の制度の進展

我が国における事業再生・倒産の制度に関しては、平成10年代において、経済構造などの変化に対応して、倒産法全体の見直しがなされ、倒産法の一連の改正がなされた。2000年4月には、当時の経済環境を反映して、他の倒産手続に先駆けて、民事再生法が施行され、その後、2003年4月1日には、旧会社更生法について大改正がなされ、現行会社更生法が施行された。また、破産法についても、2005年1月1日より、形式及び実質を全面的に見直した現行破産法が施行されている。

他方で、私的整理における分野でも、私的整理の制度化の嚆矢となった、「私的整理に関するガイドライン」(以下「私的整理ガイドライン」という。))が、2001年9月に公表され、また、産業再生機構法に基づき、2003年4月に株式会社産業再生機構が設立され、同年5月から約4年間、活動した。産業再生機構の下においては、債権買取り、出資等を通じた事業再生手法の基礎が培われ、かかるノウハウは、いわゆるサブプライム問題に端を発し、2008年に発生したリーマンショックに伴う金融危機を背景に設立された株式会社企業再生支援機構(現・地域経済活性化支援機構)に引き継がれている。

さらに、小規模事業者、中小企業に関しては、産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。現在は産業競争力強化法)に基づき、全国47都道府県に中小企業再生支援協議会(現・中小企業活性化協議会)が設置され、当該機関が行う再生支援において、中小企業の私的整理の実績が積み重ねられた。なお、中小企業再生協議会は、2022年4月に、中小企業活性化協議会へと改組されたが、現在も多くの中小企業の再生支援を行っている。

このような平成期の一連の制度の進展等を経て、私的整理に関しては、2014年2月に経営者の保証に関するガイドラインの制定(以下「経営者保証ガイドライン」という。)、2022年3月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「中小企業版私的整理ガイドライン」という。))の制定が行われるなど、時流に応じた制度が設けられた。他方で、法的整理においても、その有用性等を意識しつつ、手続を利用し易くする試みがなされているところである。また、私的整理の増大等に応じて、私的整理から法的整理に至った場合の権利関係の調整に関する規定が、産業競争力強化法に定められた。

II 本稿の目的

以上のように、事業再生・倒産事件に関する制度は、時代に応じて、様々に発展しており、